

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月25日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ国分寺店 高松市国分寺町新居字野末1101番地1 ほか	
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗の施設の設置に関する事項	
	(1) 駐車場の位置及び収容台数	
	【変更前】	
	位置	収容台数
	図面3-1 建物配置図(変更前)	293台(3箇所)
	【変更後】	
	位置	収容台数
	図面3-2 建物配置図(変更後)	293台(1箇所)
	2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	
	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	
【変更前】		
開店時刻	閉店時刻	
午前9時	午後12時	
【変更後】		
開店時刻	閉店時刻	
午前7時	午後12時	
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯		
【変更前】		
駐車場利用可能時間帯		
午前8時40分～午前0時20分		
【変更後】		
駐車場利用可能時間帯		
午前6時40分～午前0時20分		
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置		
【変更前】		
位置	箇所数	

	<table border="1"> <tr> <td>図面3-1 建物配置図(変更前)</td> <td>5箇所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【変更後】</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>箇所数</td> </tr> <tr> <td>図面3-2 建物配置図(変更後)</td> <td>4箇所</td> </tr> </table> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>【変更前】</p> <table border="1"> <tr> <td>荷さばき可能時間帯</td> </tr> <tr> <td>午前6時～午後9時</td> </tr> </table> <p>【変更後】</p> <table border="1"> <tr> <td>荷さばき可能時間帯</td> </tr> <tr> <td>午前6時～午後10時</td> </tr> </table>	図面3-1 建物配置図(変更前)	5箇所	【変更後】		位置	箇所数	図面3-2 建物配置図(変更後)	4箇所	荷さばき可能時間帯	午前6時～午後9時	荷さばき可能時間帯	午前6時～午後10時
図面3-1 建物配置図(変更前)	5箇所												
【変更後】													
位置	箇所数												
図面3-2 建物配置図(変更後)	4箇所												
荷さばき可能時間帯													
午前6時～午後9時													
荷さばき可能時間帯													
午前6時～午後10時													
変更する年月日	平成30年8月10日												
変更する理由	来客の利便性向上を図るため。												

2. 届出年月日

平成30年8月9日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成30年9月25日から平成31年1月25日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成31年1月25日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	<p>ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革</p> <p>ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>エ 意見の内容</p>
提出先	<p>〒760-8570高松市番町四丁目1番10号</p> <p>香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ</p>